



京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立充通新町西入敷ノ内町
 発行所 京都府
 政策法務課
 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立充通小川東入
 印刷所 中西印刷株式会社
 電話 (075) 441-3155

目 次

告 示

○令和7年度3・4月自衛官の募集	(自治振興課)	ページ 1
○令和8年度における物品又は役務の調達 に係る競争入札に参加する者に必要な資 格等	(入札課)	2
○京都府地域密着型サービス等整備等助成 事業補助金交付要綱の一部を改正する告 示	(高齢者支援課)	3
○救急病院である旨の告示	(医療課)	4
○道路の区域変更 (南丹土木事務所、中丹西土木事務所)		〃
○道路の供用開始 ()		5

公 告

○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出	(都市計画課)	〃
○土地区画整理事業の換地処分の届出	()	〃

○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書 の写しの縦覧	(山城北土木事務所)	5
-------------------------------	------------	---

公 営 企 業

○落札者の決定	6
---------	---

公 安 委 員 会

○道路交通法第44条第2項第2号の規定による停車 又は駐車に關係のある者による合意に係る告示	〃
---	---

選挙管理委員会

○京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙に係る選挙 人名簿の選挙時登録の被登録資格の決定の基準日 等	7
--	---

正 誤

○令和7年9月19日付け京都府公報第649号中	〃
-------------------------	---

告 示

京都府告示第1号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和7年度3・4月自衛官（自衛官候補生）の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和8年1月9日

京都府知事 西脇 隆俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあっては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38

(電話 (075) 803-0820)

URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

イ 京都募集案内所	Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第5キヨートビル1F） (電話 (075) 361-5587)
ウ 河原町募集案内所	京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412（シェモア河原町1F） (電話 (075) 221-3266)
エ 福知山地域事務所	福知山市駅前町9（春風堂ビル1F） (電話 (0773) 23-0416)
オ 舞鶴地域事務所	舞鶴市余部下1190 (電話 (0773) 63-3272)
カ 宇治地域事務所	宇治市広野町西裏71の5（S.C OKUBOビル202号室） (電話 (0774) 44-7139)
キ 亀岡募集案内所	亀岡市古世町西内坪34の26 (電話 (0771) 24-4170)
ク 京丹後地域事務所	京丹後市大宮町周枳1975（ミックビル1F） (電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験（国語、数学、地理、歴史及び公民）、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

筆記試験・適性検査（WEB方式）			口述試験・身体検査	
受付期間※2	筆記試験・適性検査期日	試験・検査会場	口述試験・身体検査期日	試験・検査会場
令和8年2月2日 (月)まで(必着)	令和8年2月8日(日) ・令和8年2月9日(月) のいずれか1日	任意の場所	令和8年2月14日(土)	陸上自衛隊宇治駐屯地 (宇治市)

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで（必着）

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)



京都府告示第2号

令和8年度に契約の締結が見込まれる物品又は役務の調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格等を次のように定めた。

令和8年1月9日

京都府知事 西脇 隆俊

1 登録種目

(1) 物品等

印刷・製本、繊維製品、食料品、機械器具類、車両・船舶類、電気・通信機器類、家具、薬品・理化学機器類、燃料類、図書・教材、文具・事務機器類、楽器・スポーツ用品、写真類、日用雑貨・百貨類、土木建築・農林水産業用資材、古物買受、看板類、警察・保安用品、その他

(2) 委託・役務

情報システム開発等、デザイン・制作、運搬・運送、賃貸借、イベント企画・運営、調査・分析、医療・福祉サービス、廃棄物処理、機器等保守点検、ビル管理等、その他

2 競争入札に参加することができない者

当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又

は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 競争入札参加者の資格

1 営業年度以上の営業実績を有する者で12月以上の営業に係る決算が確定しているもののうち、次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

- (1) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出するときまでに府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (3) 申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

4 申請の時期、方法等

(1) 申請書の提出時期

京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）に規定する府の休日を除き、隨時に申請書を提出することができるものとする。

(2) 申請書の配布場所及び提出先

京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5428

(3) 提出書類

申請書及び次に掲げる添付書類

- ア 誓約書
- イ 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書
- ウ 役員等調書
- エ 府税納税確認同意書
- オ 消費税納税証明書

カ 営業に許可、認可等が必要な場合は、それを得ていることの証明書又はその写し

キ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

ク 取引使用印鑑届

ケ 入札に関する権限を委任する場合は、委任状

コ その他資格審査に当たって知事が特に必要と認めるもの

(4) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。
なお、その他の添付書類で外国語で作成されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類中の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算の上、記載すること。

(5) 申請書の提出方法

(2)の提出場所に郵送すること。

5 資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

6 資格の有効期間等

資格の有効期間は、5の通知をした日の翌日から令和9年3月31日までとする。

7 競争入札参加資格を有する者の取扱い

令和7年度から令和9年度までにおいて府が発注する物品又は役務の調達に係る競争入札の定例資格審査又は追加資格審査で参加資格を得ている者は、この告示による競争入札参加資格を有するものとし、当該参加資格について、この告示に基づく新たな申請を行う必要はないものとする。ただし、当該参加資格において登録を受けた登録種目と異なる登録種目での参加資格を得ようとする場合は、この限りでない。

8 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定めるところによる。



京都府告示第3号

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱（平成22年京都府告示第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「から第7号まで」を「及び第6号」に改める。

第4条第2項中「（民間事業者に限る。）」を削る。

第7条第2項中「（民間事業者に限る。第9条第1項において同じ。）」を削る。

第10条第1項中「以下この条」を「次項」に改める。

別表第1の1の項中「528万円」を「553万円」に、「554万4,000円」を「580万6,500円」に、「6,600万円」を「6,920万円」に、「6,930万円」を「7,266万円」に、「282万円」を「296万円」に、「296万1,000円」を「310万8,000円」に、「211万円」を「221万円」に、「221万5,500円」を「232万500円」に、「3,960万円」を「4,150万円」に、「4,158万円」を「4,357万5,000円」に、「700万円」を「733万円」に、「735万円」を「769万6,500円」に、「1,410万円」を「1,480万円」に、「1,480万5,000円」を「1,554万円」に、「1,050万円」を「1,100万円」に、「1,102万5,000円」を「1,155万円」に、「141万円」を「148万円」に、「148万500円」を「155万4,000円」に、「4,210万円」を「4,410万円」に、「4,420万5,000円」を「4,630万5,000円」に、「133万円」を「140万円」に改め、同表の2の項中「98万9,000円」を「103万6,000円」に、「496万円」を「520万円」に、「1,660万円」を「1,740万円」に、「49万6,000円」を「52万円」に、「別記2の2の(29)の口に規定する介護ロボット・ICT」を「別記2の2の(30)の口に規定する介護テクノロジー」に、「825万円」を「864万円」に、「24万8,000円」を「26万円」に、「248万円」を「260万円」に、「11万8,000円」を「12万4,000円」に改め、同表の4の項中「141万円」を「148万円」に、「282万円」を「296万円」に、「86万5,000円」を「90万6,000円」に、「プライバシー保護のための改修又は介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備」を「又はプライバシー保護のための改修」に、「413万円」を「433万円」に、「123万円」を「129万円」に改める。

別表第2の1の項中「661万円」を「693万円」に、「541万円」を「567万円」に、「529万円」を「554万円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年1月9日から施行し、この告示による改正後の京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

京都府告示第4号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和8年1月9日

京都府知事 西脇 隆俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
医療法人社団石鎚会京都田辺中央病院	京田辺市田辺中央6丁目1の6	令7.10.31	令10.10.30
精華町国民健康保険病院	相楽郡精華町大字祝園小字砂子田7	〃	〃

京都府告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年1月9日から令和8年1月23日まで縦覧に供する。

令和8年1月9日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1(1) 道路の種類 府道
 (2) 路線名 京都広河原美山線
 (3) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南丹市美山町佐々里中ノ谷66の1（右）から	前	最小 7.1m 最大 29.6	677.2
	後	最小 10.2 最大 49.1	
南丹市美山町佐々里中ノ谷60の1（右）まで	前	最小 8.7 最大 12.9	19.4
	後	最小 11.7 最大 14.2	

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
 (2) 路線名 舞鶴福知山線
 (3) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市大江町二箇小字アモカ2499から	前	最小 8.7 最大 12.9	19.4
	後	最小 11.7 最大 14.2	
福知山市大江町二箇小字岡坂1071の6まで	前	最小 8.7 最大 12.9	19.4
	後	最小 11.7 最大 14.2	

- (4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年1月9日から令和8年1月23日まで縦覧に供する。

令和8年1月9日

京都府知事 西脇 隆俊

1(1) 道路の種類 府道

(2) 路線名 舞鶴福知山線

(3) 供用開始の区間及び期日

区間	期日
福知山市大江町二箇小字アモカ2499 から	令和8年1月9日
福知山市大江町二箇小字岡坂1071の 6まで	

(4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2(1) 道路の種類 府道

(2) 路線名 中地日吉線

(3) 供用開始の区間及び期日

区間	期日
南丹市日吉町中世木藤野森12の1から	令和8年1月9日
南丹市日吉町中世木小谷口40の1まで	

(4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

辻 本 大 介	大阪市西区北堀江四丁目4の1の904号
井 畑 尚 隆	泉南郡岬町淡輪3410の7



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、学研精華下泊土地区画整理事業の換地処分をした旨、京阪電鉄不動産株式会社から届出があった。

令和8年1月9日

京都府知事 西脇 隆俊



宇治市から宇治都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和8年1月9日

京都府知事 西脇 隆俊



八幡市から綾喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和8年1月9日

京都府知事 西脇 隆俊



京田辺市から綾喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

公 告

地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、精華町蔭山・水落土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和8年1月9日

京都府知事 西脇 隆俊

氏名	住所
久保彌	相楽郡精華町大字南稲八妻小字蔭山1
津路猛	〃 〃 〃 小字谷ノ池16 ・17合地
久保正	〃 〃 〃 〃 31

令和8年1月9日

京都府知事 西脇 隆俊

公 営 企 業**京都府公営企業告示第1号**

落札者を次のとおり決定した。

令和8年1月9日

京都府知事 西脇 隆俊

1 購入物品の名称及び数量

液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS） 1台

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課
宇治市宇治下居64**3 落札決定日**

令和7年10月29日

4 落札者の名称及び所在地クアナ技研株式会社
京都市中京区西ノ京東中合町28番地**5 落札金額**

25,850,000円

6 契約の方法

一般競争入札

7 入札公告日

令和7年9月12日

公 安 委 員 会**京都府公安委員会告示第2号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、京田辺市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して次のとおり合意した。

令和8年1月9日

京都府公安委員会
委員長 池坊 由紀**1 合意した者**

(1) 京阪バス株式会社

(2) 京都府公安委員会

(3) 京田辺市長

(4) 国土交通省近畿運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
池嶋	南行	京田辺市大住池島3の1
	北行	〃 〃 門田20の5
大住浜	南行	〃 〃 浜55の2
中島橋	南行	〃 〃 池ノ端24の3
	北行	〃 〃 〃 65の5
三野	西行	〃 〃 時子林5の4
J R 大住駅	東行	〃 〃 丸山39の5
	西行	〃 〃 〃 39
館	南行	〃 〃 姫ノ垣内6
	北行	〃 〃 八王子17
大住	西行	〃 〃 東村7の2
松井東	東行	〃 松井古松井26の8
	西行	〃 〃 〃 〃
松井	西行	〃 〃 里ヶ市69
美濃山口	南行	〃 〃 山川36の2
	北行	〃 〃 〃 36の5

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
山城ヤサカ交通株式会社	道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第2号による乗合旅客の運送	令和7年度京田辺市北部地域AIオンデマンド交通実証事業

4 期間

令和8年1月9日から令和8年2月10日まで

5 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするために必要と認める事項

停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第1号

令和8年1月25日執行予定の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を、次のように定める。

令和8年1月9日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀 久雄

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和8年1月15日（年齢については、令和8年1月25日）

2 登録を行う日

令和8年1月15日

正 誤

令和7年9月19日付け京都府公報第649号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
642	下から27	総則（第1条—第5条）	総則（第1条—第4条）